

議会運営委員会の視察先での暴言問題の真相究明 ハラスメントのない市議会に

日本共産党市議団が丹羽市会議長に申し入れ (5月15日)

昨年11月19日夜、議会運営委員会の視察先での意見交換会の席上で、ふじた和秀市議（自民）が田山宏之市議（減税）にたいして「クズ」等の暴言を浴びせたと報じられている問題について、日本共産党市議団は、5月15日、丹羽ひろし名古屋市会議長に、議会運営委員会の視察先での暴言問題の真相究明とハラスメント防止等に関する申し入れを行いました。

申し入れでは、田口団長から、1) ふじた市議の暴言問題の真相究明、2) 「名古屋市議会政治倫理綱領」で「あらゆるハラスメント行為の禁止」を定め、政治倫理審査会の設置等を盛り込んだ政治倫理条例の制定、3) 市会議員向けに人権やハラスメントの研修会の実施を求めました。

丹羽議長は「市会での調整が必要。理事会に提

示する」と答えました。

なお市議団は申し入れ後に、申し入れ内容についてぶら下がり取材を行いました。



丹羽議長(中央)に申し入れる(右から)江上・田口・岡田・さいとう各議員

議会運営委員会の視察先での暴言問題の真相究明とハラスメント防止等に関する申し入れ

2019年5月15日

名古屋市会議長
丹羽ひろし様

日本共産党名古屋市議員団
団長 田口一登

昨年11月19日夜、議会運営委員会の視察先での意見交換会の席上で、ふじた和秀市議が田山宏之市議にたいして「クズ」等の暴言を浴びせたと報じられている。ふじた市議は記者団の取材にたいし、「報道されたような言葉でお騒がせしたことは本当に申し訳ない」と語っている。ハラスメントは、被害者の尊厳と人格を傷つける人権侵害行為であり、ふじた市議の行為は明確にハラスメントに値する。

田山市議はふじた市議から暴行も受けたとして、同市議を傷害と侮辱容疑で愛知県警に告訴し、受理された。係争中ではあるが、ふじた市議の行為は、市議会の品位と市民の信頼を損なったことから、市議会としても真相を究明しなければならない。

名古屋市会ではこの間、違法ブロック塀設置

にかかる浅井康正市議の不祥事も大問題となっている。市会議員は、市民全体の奉仕者として、「高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行する」（「名古屋市議会基本条例」）ことが求められているにもかかわらず、政治倫理に反する事案が相次いでいることは重大である。

そこで、議運視察先での暴言問題の真相究明とハラスメント防止など政治倫理の確立に向けて、下記の事項を実施されるよう要望する。

記

1. 議会運営委員会の視察先での意見交換会におけるふじた和秀市議の暴言行為について真相を究明すること。
2. 「名古屋市議会政治倫理綱領」の中で「あらゆるハラスメント行為の禁止」について規定するとともに、政治倫理審査会の設置等も盛り込んだ政治倫理条例を制定すること。
3. 市会議員を対象に人権やハラスメントについて学ぶ研修会を実施すること。

以上